

(様式1)

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	観光誘客課	整理番号	1-2
許認可等の種類	地域通訳案内士の登録			
根拠法令条例等・条項	通訳案内士法第二十条、第五十七条			
許認可等の概要	地域通訳案内士業務区域の特性に応じ、報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をする)を行う地域通訳案内士の登録			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令の規定において言い尽くされているため) 【参考】 通訳案内士法第十八条、第二十条、第二十一条、第五十六条、第五十七条通訳案内士法施行規則第十七条			
基準の制定根拠	—			

標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日
期間の制定根拠	過去の実績